



弁護団だより

みんなして

No.29 発行 2014年6月

「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

※題字「みんなして」は、山本紘太郎弁護士の筆によるものです。

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
5月28日 東電、飯館村蕨平地区住民に関するADR和解案を拒否	6月01日 集団訴訟説明会（南相馬市） 6月01日 集団訴訟説明会（須賀川市） 6月04日 第39回公害被害者総行動 ～05日
6月04日 文科副大臣、慰謝料増額に消極姿勢。浪江村住民に対するADR和解案を受けて	6月07日 集団訴訟説明会（福島市） 6月08日 集団訴訟説明会（福島市） 6月08日 集団訴訟説明会（相馬市）
6月05日 東電株主、「吉田調書」開示求め国を被告に行政訴訟を提起方針	6月08日 集団訴訟説明会（大玉村） 6月12日 集団訴訟説明会（郡山市） 6月14日 集団訴訟説明会（今帰仁村）
6月10日 栃木県北ADRを考える会、表土除去除染費用の負担を求めてADRへ集団申立て方針（6月10日）	6月15日 集団訴訟説明会（那覇市） 6月15日 集団訴訟説明会（南相馬市） 6月15日 集団訴訟説明会（矢祭町） 6月16日 集団訴訟説明会（郡山市） 6月17日 集団訴訟説明会（会津若松市）

第39回全国公害被害者総行動デーに参加して

6月4日、5日の二日間にわたって、第39回全国公害被害者総行動デーが開催されました。一日目の対東電・政府交渉では、会場である参議院議員会館講堂（同会館の中で一番大きい会場！）が、浜通り、中通り、会津などの各地域から駆けつけた人々であふれかえり、熱気に包まれました。同交渉では、大きく分けて4つの事項について、すなわち、福島第一原発事故についての法的責任、福島原発全基の廃炉および事故収束作業、一方的な線引きをしない全被害者に対する損害賠償の実施および生活再建の推進について要求しました。

ご承知のとおり、東電は、訴訟において、被ばく線量が年間20ミリシーベルト以下であれば権利侵害はない、原状回復は金銭的に実現不可能であって不適法であるなどと開き直り、また、事故前に試算した津波試算データの提出を拒否しています。交渉で改めて上記主張の撤回と津波試算データの提出を求めたところ、東電の担当者は、詰めかけた被害者を目の前にしながら、個別の訴訟に関するため回答できないと繰り返し、そればかりか、訴訟上の主張が東京電力の公式見解か否かも答えられないと述べました。福島県内の原発全基の廃炉についても、「政府の議論をふまえて今後判断したい」とおざなりの回答を行い、東電が、私たちに甚大な被害をもたらしながら、いかに無反省であるかが浮き彫りとなりました。



東電・国に迫る深谷弁護士

政府側は、経産省資源エネルギー庁、厚労省、文科省などの官僚が交渉の席につきました。まず、新規制基準について、エネルギー基本計画の中で「世界一厳しい水準」と謳う根拠を問いただしましたが、資源エネルギー庁の担当者は、こちらは事前に要求事項を明らかにしていたにもかかわらず、新規制基準については原子力規制委員会の所管であるため答えられないと繰り返しました。さらに、応急仮設住宅および借り上げ住宅の提供期間について、現在の一年ごとの延長をやめ、長期にわたる提供を求めたところ、厚労省の担当者は、災害救助法は、災害後の応急的な生活救済を定める法であり、長期間にわたる救済を想定していないと回答した。これに対する、「安倍政権は、憲法の解釈を変えて集団的自衛権の行使を認めようとしているのに、なぜ、原発事故の被害救済のために災害救助法の解釈を変えることができないのか」という服部浩幸原告団事務局長の追及は、まさに本質をついたものでした。

このような、目の前にいる人々を被害者と思わない東電および政府の対応は、自身に加害責任があることを認識しないがゆえのものと言わざるを得ません。改めて東電と国の法的責任を明らかにする意義を実感しました。

一日目夜は、決起集会が行われ、各地から様々な公害裁判の原告が集まり、それぞれの運動の進捗や思いを共有し合いました。中でも原発事故被害者がもっとも多く結集していました。壇上に上がる際には、農民連のみなさんが叩く太鼓にあわせて、みんなで「再稼働反対!」「原発なくせ!」と声をあげ、全国のみなさんに、事故前の暮らしを取り戻し、原発のない地域を勝ちとる決意をアピールし、大いに盛り上がりました。(弁護士・中瀬奈都子)



沖縄での説明会に参加して

原告団事務局長・服部浩幸

6月13日～15日の3日間、生まれて初めて沖縄を訪れました。

14日の今帰仁(なきじん)と15日の那覇、2ヶ所で開催される説明会に参加することが最大の目的でしたが、それ以上に沖縄支部の原告・支援者の皆さんとお会いし、お互いの理解を深めることが重要なテーマでした。



初日の懇親会に始まり、両日の説明会、さらにはその間のお食事会に至るまで、たくさんの皆さんに会い、お話しをすることができました。

今帰仁の説明会には、県内各地から原告と支援者の方にお集まりいただきました。お一人を除いては、皆さん何度も説明会に来られている方なので、ここでは訴訟の進行状況や、今後の活動の進め方についてなどが、説明のメインになりました。

一方、翌日の那覇は初めて参加された方も多く、当日原告になられた方も10名以上に上りました。福島から原告が来て話し、直前の期日に参加された久保田さんのお話がそれに加わったことで、参加者により深く理解していただけたのだろうと考えています。

沖縄の避難者の皆さんに、この訴訟の意義を感じていただくためにも、定期的な交流が必要だと感じました。

滞在中は原告の方だけでなく、原告になっていない(あるいはなれない)支援者の皆さんが、あらゆる場面で献身的にサポートをして下さいました。このような方々がいるからこそ、福島から遠い沖縄でも原告が集まり、また孤立せずに活動を続けられるのだろうと、強く感じました。

沖縄に限らず、県外各地でこういった皆さんの支えを受けて、原告団の活動が成り立っているということを、私たちが胸に刻まなくてはなりません。



最終的に感じたことを一言で表現すれば、「沖縄に避難した人も、福島に残る我々も、何ら変わらない。」ということでしょう。結果としてとった行動は違っているけれども、我が子に対する愛情や、それぞれが背負うことになった苦しみの大きさ、何の罪もない自分たちが追いやられた理不尽な状況への怒り、それらには何の違ひもありません。

沖縄に「いちやばちよーでー」という言葉があります。見ず知らずの他人同士でも、一度会って盃を汲み交わせば、その日から兄弟のように親しくなれる、という意味です。この3日間で沖縄の皆さんとは、まさに「ちよーでー」になれたような気がします。

今回肌で感じた沖縄の思いを持ち帰って、今後の原告団活動の糧にしたいと思います。

沖縄の皆さん、3日間本当にお世話になりました！



『あなたの福島原発訴訟 ～

みんなして「生業を返せ、地域を返せ！』好評発売中！！

原告団・弁護団編の『あなたの福島原発訴訟』が発売されました（1600円＋税）。裁判の意義や進行状況、原告の方の想い、原告の方の意見陳述などがまとめられた一冊です。これから原告になっていただきたい方に読んでいただきたいのはもちろん、すでに原告になった方にも、法廷でのやりとりなどが理解できる内容となっています。

そこで、みなさまにぜひ行っていただきたいことがあります！

①ぜひぜひお買い求めください。書店やアマゾンなどを通じて購入できます。かもがわ出版のサイトからも注文できます。

【かもがわ出版】

<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/a/O706.html>

②お友だちや周りの方などに勧めてください。

③市民図書館などに購入のリクエストを出してください。

多くの方に本書を知っていただけるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

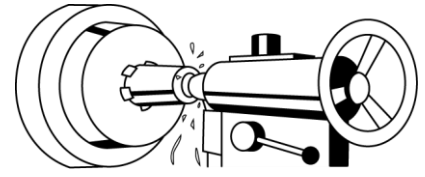
・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>

・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)

精密加工業者 ADR 事件解決のご報告

弁護士 山本紘太郎

1 私たちのチームが取り組んだ事件は、檜葉町でカメラ、自動車、半導体設備などの部品を作る機械加工業を営んでいた会社を申立人として、原発事故によって避難を余儀なくされ、檜葉の工場に放置された機械などの賠償を求めて、平成24年初めにADRを申し立てた事件です。



2 申立人は、地域に根差した親子で力を合わせて経営している会社です。代表者の方も、檜葉町で生まれ育ち、自宅や会社など主な資産はすべて檜葉町にあったため、原発事故のために一からやり直しを余儀なくされました。

私たちのチームは、途中の平成24年7月末より関わってきました。一からやり直してもらうための申立てにふさわしく、私たちが最初に出頭したADR期日で仲裁委員から「論点の宝庫」と言われるほど多様な論点を含む事件でした。

3 中でも、檜葉町の工場に残してきた機械が全損と評価できるか、2度目の工場の移転費用も損害に含まれるか、機械の損害額は新規購入機械の再取得価格と評価すべきではないかが中心的な争点でした。

申立人が作成している機械部品は非常に精密なものです。私たちも現地調査に行き確認しましたが、避難のために長期間放置されて錆びてしまった加工機で作成できるようなものではありません。



また2度目の工場移転と言っても、あくまで「仮設」工場への移転であり、原発事故前、申立人が行ってきた地域に根差した経営が回復されたとは言えないものでした。

今回の和解内容は、全損評価と工場移転費用の主張がそれぞれ認められており、実態に即した判断がされました。

他方、残念ながら、再取得価格での賠償については認められず、今後の課題となりました。しかし、新規購入機械についても一定割合での賠償が認められており、一部主張が認められたことは今後の参考になると思います。

4 今回の事件は、基準も確立しない中、より良い解決を模索しながらの活動となりました。このような複雑な事件をチームとしてやり遂げられたこと、何より当事者の方からお礼の言葉を頂いたことは非常にうれしかったです。

他方、平成24年初めに申し立てた今回の事件は、平成26年3月にようやくの解決を迎えました。約2年です。迅速な被害救済をうたったADR当初の理念とは程遠く、被害者の救済が遅れていることを実感しました。遅れた原因には、私たちのADR進行方法や途中で不動産賠償など追加請求があった点もあると思います。しかし、やはり「原発は人の手に余る」という点が一番大きいと思います。国や東電は、この事実を重く受け止めるべきではないのかと考えさせられる事件でした。



第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い

弁護団は現在、2年目の会費を集めています。年会費は弁護団の訴訟活動の費用に充てられます。

まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

【振込先】

みずほ銀行 川崎支店

普通預金口座 4425545

口座名義：福島原発事故被害弁護団

(ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん)

お振込の場合は、こちらの口座にお振込みください。↗